

国への提言・要望について (長寿社会課関係)

資料№3

東日本大震災津波からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望 (平成28年6月16日)

項目	要望事項
<p>1 交付金等を活用した被災者支援の取組に対する継続的な支援 被災者支援総合交付金による取組に対する中長期的な財政支援の継続</p>	<p>・応急仮設住宅等における高齢者等の見守り体制の構築等復興に向けた取組を継続して実施していくため、財政支援を継続するよう要望します。 ・応急仮設住宅等の生活の長期化や災害公営住宅等への転居に伴う生活環境の変化等による健康状態の悪化が危惧されるところであり、被災者の健康支援対策やそれに従事する保健師等の専門職の確保等に引き続き取り組む必要があることから、継続して活用できる安定した財源の確保を図るよう要望します。</p>
<p>2 被災した介護保険施設等の入所者の受入に係る特例措置の継続</p>	<p>被災した介護保険施設等の入所者の受入に係る特例措置については、被災者の生活基盤が十分に整うまでの間、被災者の受入に係る定員超過利用及び介護報酬算定の特例措置を継続するよう要望します。</p>
<p>3 「岩手県保健・医療・福祉復興推進計画」の期間延長に係る計画変更の認定 東日本大震災復興特別区域法による「岩手県保健・医療・福祉復興推進計画」の期間延長に係る計画変更の認定</p>	<p>計画期間が平成29年3月末日で満了する、東日本大震災復興特別区域法による「岩手県保健・医療・福祉復興推進計画」について、被災地における医療資源やサービス利用の状況等に鑑み、計画期間の延長が必要であることから、今後本県が国に協議を行うこととしている期間延長に係る計画変更を認定されるよう要望します。</p>
<p>4 在宅医療の推進 在宅医療・介護の連携体制構築に対する総合的な支援 在宅医療体制整備等に向けた保健所の体制強化への支援 医師不足の地域における在宅医療推進への総合的な支援</p>	<p>在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険制度における地域支援事業として市町村で実施することが求められていますが、市町村や介護保険の負担が増加することや、地域医療に関する政策企画の経験が乏しい多くの市町村においては、受け皿となりうる部署や人材がないことにより、具体的な取組が進んでいない状況にあります。 介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の負担が増加しない新たな財政措置を講じるとともに、在宅医療・介護連携推進事業を担う人材の確保養成に国が積極的に関与と支援を行うよう要望します。</p> <p>地域医療構想の実現には、在宅医療の体制整備と、市町村による在宅医療・介護連携の推進が必要です。全国的には保健所がこれらに積極的にかかわることで一定の効果を上げた事例が紹介されており、全ての保健所でこうした取組を行えるようにするため、地域保健法等関係法令の改正などにより、国においてその法的位置づけを明確化するとともに、人員配置等に対する所要の財源措置を講じるよう要望します。</p> <p>在宅医療を推進していく上で重要な役割を担う医師や看護師等に対して、医師不足の地域における訪問診療等の実態を適切に踏まえた診療報酬等による評価を行うよう要望します。</p>

項 目	要望事項
<p>5 介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等</p> <p>介護サービス基盤の整備の推進</p> <p>安定的な介護サービスの提供のための介護報酬設定</p> <p>介護保険制度改正後の課題把握及び低所得高齢者等の住まいの確保</p> <p>介護サービスの利用促進と低所得者対策の充実</p> <p>介護人材の確保及び育成</p> <p>地方公共団体や被保険者の負担軽減</p>	<p>地域医療介護総合確保基金が創設され介護施設等整備の財源とされたところですが、市町村が介護保険事業計画に基づき各種介護サービス基盤を整備し、介護を要する高齢者に必要なサービスが提供される体制が構築されるよう、平成29年度以降においても、基盤整備を安定的に進めるための十分な財源を確保するよう要望します。</p> <p>平成27年度介護報酬改定がマイナス改定となったことにより、特別養護老人ホームなど介護施設の減収が介護サービスの提供に悪影響を及ぼすことが危惧されていることから、介護報酬改定の影響を引き続き調査のうえ、今後の改定において、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬を設定するよう要望します。</p> <p>今般の介護保険制度改正では、特別養護老人ホーム新規入所の要件見直しなど利用者へ直接影響を及ぼす改正が行われましたが、制度改正後も介護を要する高齢者が必要なサービスを必要な時に利用できるよう、運用上の課題把握と必要に応じた見直しを継続的に行うとともに、低所得高齢者や身寄りのない高齢者などが安心して住むことのできる住まいの確保対策を講じるよう要望します。</p> <p>誰もが必要な介護サービスを適切に利用することができるよう、保険料や利用者負担の軽減など、低所得者対策を一層拡充するよう要望します。</p> <p>特に、認知症高齢者グループホームに入所中の利用者については、特定入所者介護サービス費や社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象となっていないことから、利用者負担の軽減策を講じるよう要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護労働を取り巻く状況(低賃金、重労働、高い離職率等)に鑑み、介護従事者に対する処遇改善を図るため、適切な水準の介護報酬を設定するよう要望します。 ・地域の実情に応じた介護人材確保・育成対策を実施するため、地方公共団体の取組に必要な財源を地域医療介護総合確保基金により十分に確保するよう要望します。 <p>高齢化の進展に伴う介護サービス受給者の増加や介護基盤整備の促進等に伴い、介護給付費全体が増大し、地方公共団体の介護保険財政を圧迫することが懸念されるため、公費負担割合の見直しの検討を行うとともに、被保険者の負担が過大にならないよう、保険料の上昇抑制のための支援策を講じるよう要望します。</p>

高齢者認知症対策の強化に向けた緊急提言（平成28年8月19日）

項 目	要望事項
<p>1 認知症に対する理解促進と地域で認知症の人を支える体制の構築 認知症に対する国民の理解促進</p> <p>地域包括ケアの体制整備</p>	<p>国民が認知症を正しく理解するための啓発や不安・偏見解消のための前向きなメッセージを、メディアにより発信強化すること。 また、認知症予防や早期発見・早期対応の重要性の理解促進や社会全体での支援の必要性についての啓発を促進すること。 さらに、認知症サポーターの資質向上や地域での活動支援の強化を行うこと。</p> <p>多職種連携や相談機能を充実するなど、認知症の人や家族を支える地域包括ケアシステム構築のための支援を強化すること。 また、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの機能強化を図ること。 さらに、小学校区単位など、より小さな地域での見守りや行方不明者捜索体制の構築のための環境を整備すること。</p>
<p>2 認知症の人への生活支援</p> <p>認知症の人と家族の思いの施策への反映</p> <p>認知症の人による事故に起因する損害への賠償制度</p> <p>自動車運転免許返納後の移手段の確保等</p> <p>成年後見制度の利用促進</p> <p>高齢者虐待防止対策の強化</p> <p>若年性認知症になっても本人の力を最大限に活かせる環境整備</p>	<p>認知症の人や家族の意見を施策へ反映するスキームを構築し、好事例を周知すること。</p> <p>認知症の人や家族が、安心して暮らしていくため、損害賠償責任に関する法整備や公的救済システムを構築すること。</p> <p>自動車運転免許返納後の通院や買い物等の移手段確保のため、地域の実情に合わせた体制整備に対する支援を強化すること。 また、道路交通法改正により後期高齢者の診断増加等に対応するための体制を整備すること。 成年後見制度の周知を図り利用促進を強化すること。</p> <p>高齢者虐待に対して適切に対応できるよう、研修の充実等の支援を図ること。</p> <p>若年性認知症や軽度認知症の人の生活や就労の実態を早急に把握するとともに、認知症の状態に応じた社会参加ができる環境構築のための若年・軽度認知症施策への事業スキームの拡大と、就労が継続できる環境の構築のための、企業・雇用者へ認知症の正しい理解の普及、雇用制度及び経済的支援策を整備すること。 また、若年性認知症や軽度認知症の人に特化した介護サービスの研究とその導入を促進すること。</p>

項 目	要望事項
<p>3 認知症の人を介護する家族への支援</p> <p>ダブルケアラー・ヤングケアラーへの支援</p> <p>介護離職ゼロへ向けた介護休業・休暇制度の充実及び利用率の向上</p> <p>負担軽減につながる介護方法の啓発</p>	<p>ダブルケアラー、ヤングケアラーの実態を把握し支援の仕組みを構築すること。</p> <p>介護休業・休暇制度の周知を図り、雇用主の理解を促進するなど制度を利用しやすい環境を整備し、更なる制度の充実を図ること。</p> <p>家族の介護負担軽減のため、介護方法の啓発を促進すること。</p>
<p>4 認知症ケアの推進</p> <p>認知症の症状に応じた適切な医療・介護サービスの提供</p> <p>認知症疾患医療センターの充実</p> <p>認知症の症状に応じた適切な医療サービスのための人材育成</p> <p>認知症ケアに携わる介護従事者の介護技術の向上等</p> <p>医学生等に対する認知症教育の強化</p>	<p>認知症の症状や進行度、身体合併症の状態等に応じた適切な医療・介護サービスを提供するための体制や、認知症医療と認知症ケアを包括的に提供する認知症総合施設を整備すること。</p> <p>また、災害時の認知症悪化などに関する研究や早期発見のための健診などの導入を促進すること。</p> <p>認知症疾患医療センターの指定拡充を推進し、センターに対する十分な財政措置を講じること。</p> <p>養成機関の拡大等により認知症看護認定看護師等を増員すること。</p> <p>また、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師などの医療従事者が研修を受講し、地域で認知症の人が暮らし続けることができるために実施する取組を、診療報酬で評価すること。</p> <p>さらに、認知症サポート医や初期集中支援チーム員の一定条件下における資格要件等の緩和や研修の充実を図ること。</p> <p>介護従事者が適切なケアを行うため、介護技術等に関する情報提供や研修内容の充実を図ること。</p> <p>また、メディア等の利用や発表の場の提供を通じ、医療や介護の実践ケア事例について積極的に情報を発信すること。</p> <p>医学生や看護学生等に対する認知症教育を強化するとともに、認知症の人や家族と接する機会への参加を促進すること。</p>

項 目	要望事項
<p>5 国による認知症に関する研究・技術開発の促進</p> <p>認知症予防・治療に関する研究開発の加速と治療方法の標準化</p> <p>高度先端技術開発等による認知症の人が暮らしやすい環境整備</p>	<p>認知症発症メカニズムの解明と予防や治療に関する研究開発を加速し、投薬等の治療の標準化を急ぎ、新しい知見を関係者へ周知徹底すること。 また、産学官民連携による認知症根治薬の開発を促進すること。 さらに、長寿科学や老年学、老年医学などの研究機関への財政支援を図り、最新の成果の普及を推進すること。</p> <p>高度先端技術開発等の加速化により、認知症の人など誰にでもやさしい機器開発を促進すること。 また、行方不明の認知症の人を早期に発見するための最先端技術の開発を促進するとともに認知症の人のプライバシーや尊厳への配慮等、倫理的な問題に関するガイドラインを策定すること。 その上で、行方不明の認知症の人を発見するために有効なGPS等の機器については、介護保険給付対象とするよう検討すること。 さらに、高度先端技術の活用等による認知症施策の推進について、世界各国と情報を共有すること。</p>
<p>6 認知症施策の加速的な推進</p> <p>認知症施策を推進するための法律制定と認知症施策緊急強化基金の創設</p> <p>認知症高齢者の急増に対応可能な財政措置の拡充</p>	<p>認知症の人を社会全体で支える体制を構築し、認知症施策を加速させるための法律を制定するとともに、国が十分な財政措置をした上で、各都道府県に基金を創設すること。</p> <p>地域包括支援センターの人員増、本人や家族支援事業の増加等、増大する財政需要に十分対応できる財政措置を講じること。</p>

介護人材確保対策の強化に向けた緊急提言（平成28年8月19日）

項 目	要望事項
<p>1 多様な人材確保と人材育成</p> <p>介護への理解とイメージアップ</p> <p>外国人・障害者及び元気高齢者の参入促進</p> <p>資質の向上</p> <p>社会福祉法人等の運営基盤の整備</p>	<p>将来を担う子どもたちやその親、教育関係者をはじめとする国民全体を対象に、介護に関する正しい理解が進むよう、メディアの活用や全国的なイベントの実施などによるイメージアップを図るとともに、小・中・高等学校(特別支援学校も含む。)における授業に介護の時間や体験授業を組み入れるなど、文部科学省等とも連携して理解促進を図ること。</p> <p>また、潜在的な介護有資格者呼び戻しも視野に入れて、全国的な広報の取組を行うこと。</p> <p>さらに、若い世代からの介護職参入を促進するため、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士となった場合には、介護関連資格取得の際に科目免除をする等のインセンティブを検討すること。</p> <p>今後、多様な介護人材を確保していくためにも、定住外国人の参入が必要であることから、日本語研修等の支援や受入れ事例の紹介等による理解促進を図ること。</p> <p>また、外国人技能実習生などの受入れに当たっては、中長期的な受け入れも視野に入れ、受入れから育成・継続的な就労につながる一貫した制度を構築するとともに、国家試験において英語等多言語による受験を可能とするなど、外国人が資格を取得する際の配慮を行うこと。</p> <p>さらに、労働部局や関係団体との連携により、障害者や元気高齢者が介護現場へ参入しやすくなる取組を強化すること。</p> <p>加えて、他の福祉資格を有する者が介護福祉士等の資格取得をしやすくするなど、他の職種からの参入促進を図ること。</p> <p>認定介護福祉士を含む介護職全体の法的位置づけを明確にするとともに、専門性の高い人材配置に係る評価と介護報酬への反映の仕組みを構築すること。</p> <p>また、全国どこでも受講が可能となるよう各都道府県における認定介護福祉士研修実施機関の設置を促進し、実施機関ごとに格差のない研修実現のための体制を整備すること。</p> <p>処遇改善や人材育成等を目的として、複数法人が連携等による体制強化を図ることが可能となるような制度を構築すること。</p>

項 目	要望事項
<p>2 介護従事者の処遇改善</p> <p>賃金の改善</p> <p>認証評価制度</p>	<p>介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるよう、介護従事者全体の賃金の底上げを図るとともに、キャリアパスの仕組みを構築し、キャリアパスと賃金が連動する体制の整備を促進すること。</p> <p>また、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する取組を評価し、その結果を介護報酬に反映させる仕組みを構築すること。</p> <p>認証評価制度については、地域の自主性を尊重しつつ、一定の評価基準を提示すること。</p>
<p>3 労働環境の整備と業務負担軽減</p> <p>労働環境の整備</p> <p>子育て支援環境の整備</p> <p>介護従事者の業務負担軽減</p> <p>業務効率化</p>	<p>職場定着支援助成金(介護労働者雇用管理制度助成)等を広く効果的に活用するため、労働部局と都道府県との連携強化の促進を図ること。</p> <p>両立支援等助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)等の助成を受けた場合でも、受給年度が異なるときは、地域医療介護総合確保基金による施設内保育施設運営支援事業を利用できるよう要件を緩和すること。</p> <p>また、仕事と育児・介護の両立支援に係る休業・休暇制度の充実や雇用主の理解促進等を図るための環境を整備すること。</p> <p>地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用した介護ロボット等導入支援特別事業については、十分な財源を確保した上で継続して実施すること。</p> <p>また、地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット等導入支援事業については、補助上限や対象機器などの要件を緩和すること。</p> <p>併せて、研究機関や民間企業等による介護ロボット技術の向上や技術開発の更なる加速化を図り、導入効果が実証される場合の介護報酬による評価について検討を進めるとともに、効果的な介護ロボット導入事例の紹介等により導入が促進されるような方策を講じること。</p> <p>介護現場において業務効率化が図られるよう、ICT活用による情報共有等を促進するための補助事業を創設するとともに、導入促進が図られるよう事務の標準化等の体制を整備すること。</p>
<p>4 地域医療介護総合確保基金の財源確保と効果的な活用</p>	<p>地域の実情に応じて自主性を反映した事業執行を可能とするため、個別事業の実施要件の緩和や区分間流用など、弾力的な運用を可能とするとともに、長期的視点に立った継続的な取組となるよう、十分な財源を確保すること。</p> <p>また、効果的な活用事例を分析し、各都道府県においても取組が進むような情報を提供すること。</p>